

動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理法)について

令和7年度動物取扱責任者研修

富山県厚生部生活衛生課

1

講義の内容

- 1 動物愛護に関する県民意識調査結果の概要
- 2 改正動物愛護管理法のふり返り
- 3 ペットオーケション・ブリーダーへの一斉調査結果について

2

1 動物愛護に関する県民意識調査結果の概要

3

調査の目的：県民の動物愛護に関する意識、動物の飼養実態や
近年の動物愛護管理法改正への対応状況等を把握し、
今後の動物愛護施策や普及啓発の参考とするため

調査期間：令和5年8月28日 発送
9月18日 回答締切

調査形式：Web回答のみ

設問数：最大18問（年齢、市町村等の基礎データ含む）

対象者：18歳以上の県民 2,000名、
無作為抽出（市町村の人口比を考慮）

回答者数：558名

回答率：27.9%

4

4

動物愛護に関する県民意識調査結果の概要

1 あなたは動物が好きですか

回答	回答数
1 好き	319
2 どちらかといえば好き	169
3 どちらかといえば嫌い	24
4 嫌い	18
5 関心がない	28
	558

57.2%

30.3%

4.3%

3.2%

5.0%

N=558

5

2 現在、あなたは動物を飼育していますか (複数選択可)

回答	回答数	
1 犬	75	13.4%
2 猫	81	14.5%
3 ウサギ	7	1.3%
4 モルモット・ハムスター	2	0.4%
5 その他の哺乳類	2	0.4%
6 鳥類	6	1.1%
7 爬虫類	11	2.0%
8 両生類	4	0.7%
9 魚類	41	7.3%
10 以前は飼育していたが、現在は飼育していない	261	46.8%
11 今までに一度も飼育したことがない	110	19.7%
	600	

「現在、動物を飼育している」
33.5%

N=558

6

3 犬・猫の入手先 (複数選択可)

【犬】ペットショップ等販売店：68.0%
ブリーダーから：14.7%

【猫】拾得・迷い込んできた：48.1%
知人・友人から：28.4%
動物愛護団体から：19.8%

4 犬・猫に不妊・去勢手術を実施していますか

- ・全てまたは1歳以上に実施済み：78.0%
 - ・オス又はメスのみに実施 または 実施なし：22.0%
- その理由:必要だとは思わないから：40.6%

7

7

5 飼っている犬・猫に所有者明示をしていますか

- ・はい(首輪のみ)：22.6%
 - ・はい(マイクロチップのみ)：21.9%
 - ・はい(首輪とマイクロチップ)：8.9%
 - ・いいえ：46.6%
- その理由:屋内で飼っているので必要ない：72.1%

6 犬・猫を飼い続けることに関しての心配事 (複数選択可)

- ・災害時に同行避難ができるか：55.5%
- ・動物の病気や死亡により、つらい思いをするのではないか：53.4%

8

8

2 改正動物愛護管理法のふり返り

9

動物愛護管理法の目的と基本原則

動物愛護管理法の目的（第1条）

人と動物の共生する社会

動物の愛護

- ・動物の虐待、遺棄の防止
- ・動物の適正な取扱い
- ・動物の健康、安全の保持

動物の管理

- ・動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害防止
- ・生活環境保全上の支障の防止

10

基本原則（第2条）

人が動物を取り扱う場合の心構えである基本原則を規定

- 1 動物が**命あるもの**であることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。
- 2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

全ての動物の取扱いにおいて基本的な理念である
「5つの自由」が守られているか？

動物福祉 「5つの自由」（英国）

①飢えと渴きからの自由 ②不快からの自由 ③痛み・負傷・病気からの自由 ④恐怖や抑圧からの自由 ⑤自然な行動をとる自由

11

考え方1 ペットがいきいきと生活するために

ペットの「5つの自由」のこと

人間と同じように動物にも命があり、生きていくために必要な要求（基本的なニーズ）があります。人に飼われている動物や、人間によって制御された環境にいる動物は、自らの意志で基本的なニーズを満たすことはできません。飼い主にはペットのニーズを満たし、ペットができる限り快適に生活ができるようにする責務があります。



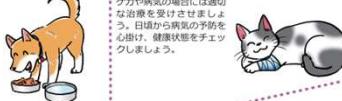
「5つの自由」と「終生飼養」

5つの自由とは、動物の基本的なニーズが満たされて、動物が心地よく、安心して安全に暮らしているかを確かめるための指標です。動物を飼う時に飼い主は、この5つの自由を与えなければなりません。そして、動物がその命を終るまで適切に飼養すること（終生飼養）が、飼い主の動物に対する責務です。

飢え・渴きからの自由

Freedom from Hunger and Thirst

動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあつた適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものからいつでも飲めるようにしましょう。



痛み・負傷・病気からの自由

Freedom from Pain, Injury or Disease

ケガや病気の場合には適切な治療を受けてさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。



不快からの自由

Freedom from Discomfort

満足できる環境で快適な居場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。



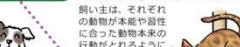
5つの自由

The Five Freedoms for Animal

本来の行動がとれる自由

Freedom to Express Normal Behaviour

飼い主は、それぞの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。



恐怖・抑圧からの自由

Freedom from Fear and Distress

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。



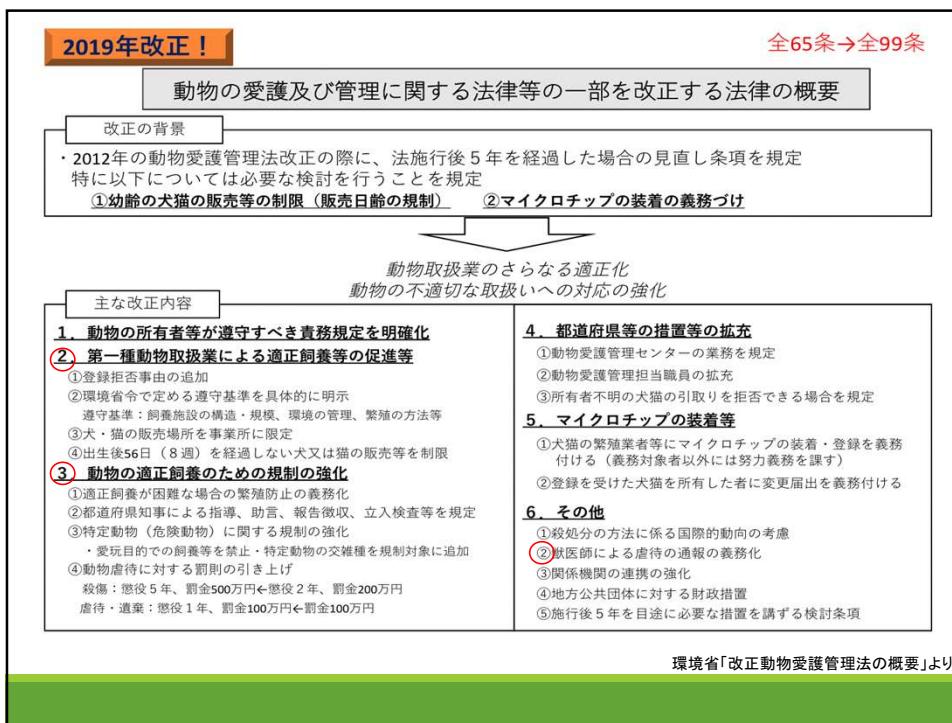
出典：

環境省パンフレット「飼う前も、飼つてからも考え方」

「5つの自由」とは

国内に認められている動物を適切に扱う（扱う）ための考え方です。日本でも「動物の愛護及び管理に関する法律」により、動物の権利を保護するための規制が設けられています。動物が命あるものとしての権利を尊重し、殺し、傷つけ、又は苦しめることがないようにするだけでなく、動物の習性を考慮して適正に取り扱うこと、適切な飼育及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養環境の確保を行なっています。

12



13

改正動物愛護管理法のふり返り - 動物取扱業関連 -

- (1) 動物取扱責任者の選任要件の追加
- (2) 動物の販売場所を事業所に限定
- (3) 動物の帳簿の備え付け等を要する取扱いの追加
- (4) 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加
- (5) 第一種動物取扱業者の登録取り消し後の勧告
- (6) 勧告に従わない事業者の公表
- (7) 特定動物に関する規制の強化
- (8) 動物虐待の罰則引上げ

14

令和2年6月1日に施行されたもの

(1) 動物取扱責任者の選任要件の追加

第22条（施行規則第9条）

「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」と改正

- 獣医師
- 愛玩動物看護師（令和元年6月制定の国家資格）
- 必要な経験と知識

経験

- 第一種動物取扱業の種別に係る
半年間以上の実務経験
※ 常勤のみ
または
- 動物の種類ごとに実務経験と同等と
認められる**一年間以上の飼養に
従事した経験**
※ 家庭で飼養しているだけは不可

知識

- 第一種動物取扱業の種別に係る知
識及び技術について一年間以上教
育する**学校等を卒業**
または
- 公平性及び専門性を持った団体が
行う客観的な試験によって、第一種
動物取扱業の種別に係る知識及び
技術を習得していることの**証明**

15

動物取扱責任者要件として適当であるとされた資格・学校等

資格名等	対象範囲	適用
愛玩動物看護管理士 (公社)日本愛玩動物協会	板壳、保管、貯出、効標、展示	ニ
家庭動物看護士 (H27年度～家庭動物看護士より変更) 全国ペット協会 (H21年9月10日改訂ペット小売業協会より名称変更)	板壳、保管、貯出、展示	ニ
GCT (Good Citizen Test) 優良家庭犬大賞及協会	保管、効標	ニ
JAHIA認定インストラクター (公社)日本動物病院福祉協会	板壳、保管、貯出、効標、展示	ニ
公認訓練士 (一社)ジャパンケンネルクラブ (公社)日本愛玩犬協会	保管、効標	ニ
最大級育成士 (一社)ジャパンケンネルクラブ	板壳、保管、貯出、効標、展示	ハ
跡児グルーミングスクール	板壳、保管、貯出、効標、展示	ハ
地方認定公認会合地方認定教員センター教手課程修了者	板壳、保管、貯出、効標、展示	ハ
愛玩動物取扱責任士 (一社)新潟県動物愛護協会	板壳、保管、貯出、効標、展示	ニ
日本体育協会公認コーチ (鳥取) (上級)チアリーダー、コーチ資格、指導員資格	板壳、保管、貯出、効標、展示	ニ
国際ペットカルチャー認定学院 (IPC) (専修料：1年、本課：2年) 専修料：動物看護科、ペット美容科、しつけ訓練科 本科：飲食管理科、しつけ訓練科、ペットアドバイザー科、動物看護科、 ペット介護看護科	板壳、保管、貯出、展示 (しつけ訓練科の卒業生のみ訓練も対象業 種とります)	ハ
動物看護士 (3級) (公社)日本動物病院福祉協会	板壳、保管、貯出、展示	ニ

動物取扱責任者要件として適当であるとされた資格・学校等

（とやま動物愛護ホームページ内に掲載）

<https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/seikatsu/seikatsu/doubutsuigo/toriatukai/kisei02.html>

16

令和2年6月1日に施行されたもの

(2) 動物の販売場所を事業所に限定

第21条の4

~~犬猫の販売場所を事業所に限定~~
※動物: 哺乳類、鳥類、爬虫類

対象: 一般の購入者(販売業者同士間は除く。)

Q: 移動展示販売や大規模展示即売会はできない? ?

A: 実施は可能

ただし、販売を行う場所を事業所として登録し、
対面説明が必要



17

令和2年6月1日に施行されたもの

(3) 動物の帳簿の備え付け等を要する取扱いの追加

第21条の5、第24条の4 (施行令第2条)
 (施行規則第10条の2、第10条の3、第10条の10)

帳簿の備え付け等が必要となる、**対象業種・対象動物**が拡大

対象業種

犬猫の販売業者



- 第一種動物取扱業のうち、販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業
- 第二種動物取扱業のうち、譲渡し業

対象動物

犬猫: 個体ごと



例) ポチ、タマ



犬猫以外: 品種ごと



例) サラブレッド、文鳥、フトアゴヒゲトカゲ

18

令和2年6月1日に施行されたもの

(3) 動物の帳簿の備え付け等を要する取扱いの追加 ～帳簿の記載対象と内容～

- ① 動物の種類等の名称
- ② 動物の繁殖者の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号(または所在地)
 - **輸入された動物**で、繁殖を行った者が不明な場合は、
この動物を輸出した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地
 - **譲渡された動物**で、繁殖を行った者が不明な場合は、
この動物を譲渡した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地
 - **捕獲された動物**は、この動物を捕獲した者の氏名(法人の場合は名称)、
登録番号または所在地及びこの動物を捕獲した場所
- ③ 動物の生年月日
 - 輸入等をされた動物で、生年月日が不明な場合は、**推定される生年月日**
及び輸入年月日等
- ④ 動物を所有した、または占有した日
- ⑤ 動物を動物販売業者等(ご自身)に販売した者または譲渡した者の氏名
(法人の場合は名称)及び登録番号(または所在地)

令和2年6月1日に施行されたもの

(3) 動物の帳簿の備え付け等を要する取扱いの追加 ～帳簿の記載対象と内容～

- ⑥ 動物を販売した、または引渡した日
- ⑦ 動物の販売または引渡しの相手方の氏名(法人の場合は名称)及び
登録番号(または所在地)
- ⑧ 動物の販売または引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に
違反していないことの確認状況
- ⑨ 【販売業者】 動物の販売を行った者の氏名
- ⑩ 【販売業者】 動物の販売に際しての情報提供(対面説明・現物確認)(法第21
条の4)及びこの情報提供についての顧客による確認(規則第8条第6号)の
実施状況
- ⑪ 【貸出業者】 動物の貸出しに際しての情報提供の実施状況(規則第8条8号)
並びに動物の貸出しの目的及び期間
- ⑫ 動物が死亡した日
- ⑬ 動物の死亡の原因

帳簿(作成例)						動物販売業者等			
名前など個体を特定する名称									
1)品種などの名称及び管理番号									
2)繁殖者氏名又は名称 (不明な場合は、輸入者や譲渡者)		登録番号							
3)生年月日 (不明な場合には、輸入年月日や推定生年月日)									
4)所有するに至った日(購入(譲受)日)及び所有数	年	月							
5)購入先(譲受先)の氏名又は名称		登録番号							
6)販売又は引渡しをした日			年	月	日				
7)販売・引渡し先の氏名又は名称		登録番号		所在地					
8)販売・引渡し先の法令遵守の確認状況	遵守					違反	未確認		
9)販売(説明)担当者氏名									
10)販売に際しての説明及び確認の実施状況	現物確認	済	否	対面説明	済	否	確認(署名など)	済	否
11)貸出に際しての説明の実施状況	説明	済	否	貸出期間			貸出目的		
12)死亡した日 (飼養・保管中に死亡の事実があった場合)				年	月	日	死亡		
13)死亡原因									

21

令和2年6月1日に施行されたもの

(3) 動物の帳簿の備え付け等を要する取扱いの追加 ～定期報告～

樣式

様式第11の2(第10条の3第1項関係)

「動物販売業者定期報告届出書」

(とやま動物愛護ホームページ内に掲載)
<https://www.pref.toyama.jp/1207/kurashi/eikatsu/seikatsu/doubutsumaigo/toriatukai/dev.html>

期間

4月1日～翌年3月31日

期限

期間終了後60日以内

=5月30日まで

管轄厚生センター・富山市保健所へ届出

式様第IIの2 (第10条の3第1項関係)

厚生センター所長 殿 年 月 日

届出者 氏 名 (法人にあっては、各名及び代表者の氏名 住 所 宅 電話番号)						
動物販売業者等定期報告書提出書						
動物の受渡し及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。						
記						
1 事業所の名称						
2 事業所の所在地						
3 登録年月日	年 月 日					
4 登録番号						
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬:	猫:	鶏:	豚:	馬:	其他:
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬					
	猫					
	鳥類					
	爬虫類					
	魚類					
	兩用類					
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	犬:	猫:	鶏:	豚:	馬:	其他:
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬					
	猫					
	鳥類					
	爬虫類					
	魚類					
	兩用類					
7 年度中に新規若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	犬:	猫:	鶏:	豚:	馬:	其他:
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬					
	猫					
	鳥類					
	爬虫類					
	魚類					
	兩用類					
8 年度中に死亡の事	4月	5月	6月	7月	8月	9月

22

令和2年6月1日に施行されたもの

- (4) 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加 第12条第1項
- (5) 第一種動物取扱業者の登録取り消し後の勧告 第24条の2
- (6) 勧告に従わない事業者の公表 第23条第3項、第24条の4

(4) 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加

- 登録拒否事由が追加
 - ・ 精神機能障害によりその業務を適正に行うことが出来ない者
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・ 暴力団又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者など
- 登録の取消等による登録拒否期間が延長
 - ・ 改正前：2年 → 改正後：5年
- 登録拒否の対象となる関連違法法令が拡大
 - ・ 外国為替及び外国貿易法による罰金刑以上の刑など

(5) 第一種動物取扱業者の登録取り消し後の勧告

- 第一種動物取扱業の登録を取り消した後も2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

(6) 勧告に従わない事業者の公表

- 勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨の公表が可能

23

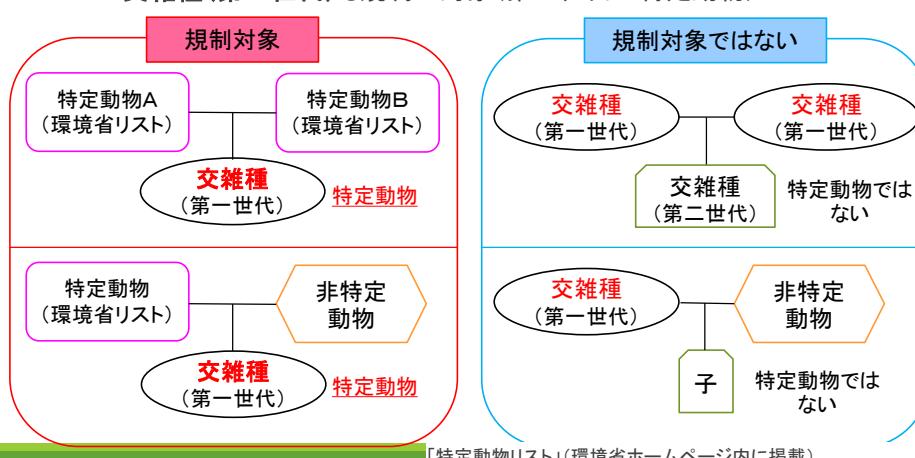
令和2年6月1日に施行されたもの

(7) 特定動物に関する規制の強化

第25条の2、第26条

1 特定動物の愛玩目的での飼養・保管が禁止

2 交雑種(第一世代)も規制の対象(第一世代=特定動物)



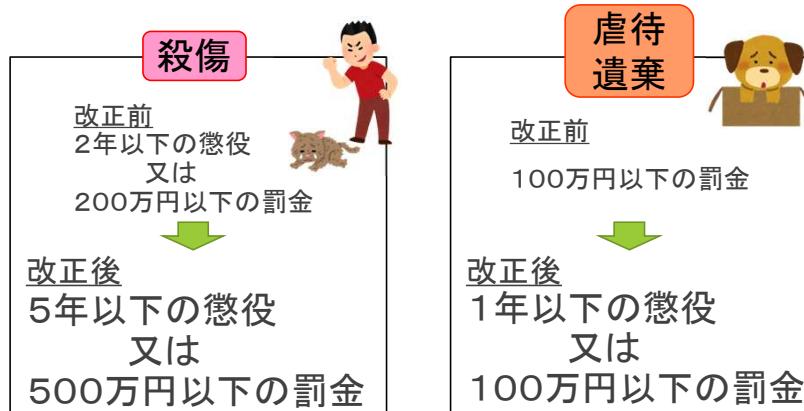
24

令和2年6月1日に施行されたもの

(8) 動物虐待の罰則引上げ

第44条

殺傷、虐待、遺棄についての罰則が強化



25

動物の虐待とは

「愛護動物に対し、**みだりに**、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、**みだりに**、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、**又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し**若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待」（法第44条第2項）

改正による例示の追加に留意！

積極的（意図的）虐待	ネグレクト
やってはいけない行為を行う、行わせる <ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴る、熱湯をかける、暴力を加える、酷使すること など 身体に外傷が生じる恐れのある行為だけでなく、心理的の抑圧、恐怖を与える行為も含む 	やらなければならない行為をやらない <ul style="list-style-type: none"> 健康管理をしないで放置 病気を放置 世話をしないで放置 など

※愛護動物とは（法第44条第4項）

- 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえとびあひる
- 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される。

H22.2.5環自総発第100205002号「飼育改善
指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」より

26

令和3年6月1日に施行されたもの

環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準

第21条第2項

- 遵守すべき事項として**7項目**を規定

- ① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の**構造及び規模**並びに当該設備の管理に関する事項
- ② 動物の飼養又は保管に従事する**従業者の員数**に関する事項
- ③ 動物の飼養又は保管をする**環境の管理**に関する事項
- ④ 動物の**疾病等に係る措置**に関する事項
- ⑤ 動物の**展示又は輸送の方法**に関する事項
- ⑥ 動物を繁殖の用に供することができる**回数**、繁殖の用に供することができる動物の**選定**その他の動物の繁殖方法に関する事項
- ⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

- 犬猫等販売業者の基準は

「**できる限り具体的なもの**」でなければならない

第21条第3項

「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」で基準を規定

27

令和3年6月1日に施行されたもの

環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準

第21条第2項

- 環境省は飼養管理基準に関する解説を盛り込んだ「**動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～**」(基準の解説書)を作成

対象

- すべての動物取扱業者

※具体的基準は犬猫を取り扱う業者が対象

※第一種、第二種で一部基準が異なる

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針
～守るべき基準のポイント～



(環境省HP内に掲載)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html

28

29

令和3年6月1日に施行されたもの

基準①

飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

第21条第2項

- 定期的に清掃・消毒を行う。
 - 汚物、残さ等を適切に処理する。
 - 衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つ。
 - 1日1回以上巡回し、保守点検を行う。
 - 清掃・消毒及び保守点検の実施状況を記録した台帳を調製し、5年間保管する。

30

令和3年6月1日に施行されたもの

基準① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

ケージ等の規模

第21条第2項

犬、猫以外の動物

個々の動物が

- 自然な姿勢で立ち上がる
- 横たわる
- 羽ばたく

等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ、空間の確保

31

令和3年6月1日に施行されたもの

第21条第2項

基準① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

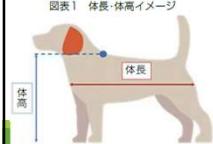
犬

	運動スペースが確保できない		運動スペースが確保できる	
	分離型	一体型	分離型	一体型
タテ	体長の2倍以上 ×		床面積 高さ	分離サイズの6倍以上 × 体高の2倍以上
ヨコ	体長の1.5倍以上 ×			
高さ	体高の2倍以上			

図表3 分離型ケージサイズのイメージ
運動スペース分離型のケージ等



図表1 体長・体高イメージ



複数飼養
1頭あたり分離型ケージ等の3倍以上の床面積を確保



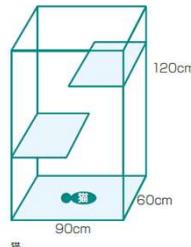
犬
※体長30cmの場合

32

令和3年6月1日に施行されたもの 第21条第2項

基準① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

猫	運動スペースが確保できない		運動スペースが確保できる	
	分離型	一体型	分離型	一体型
タテ	体長の2倍以上 ×	床面積	分離サイズの2倍以上 ×	
ヨコ	体長の1.5倍以上 ×	高さ	体高の4倍以上	
高さ	体高の3倍以上	2つ以上の棚を設けて3段以上の構造とする		
1つ以上の棚を設けて2段以上の構造とする				



猫
※体長・体高30cm(1頭飼養)の場合

33

令和3年6月1日に施行されたもの 第21条第2項

基準① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

分離型(運動スペース)

- 運動スペースの設置が必要**
 - 面積等は一体型と同等のものが必要
 - 1日に3時間以上運動スペースに出して自由に運動できるようにする必要あり
 - 交代利用は可能だが、1日3交代(午前、昼、午後)までが限度
 - 散歩に出すこと、近所の公園や外部のドッグランで遊ぶことは運動スペースでの活動として含まれない。

運動スペース分離型(ケージ飼養等)

- 寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定





34

令和3年6月1日に施行されたもの

基準②

動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

第21条第2項

- 従業員1名あたりが飼養または保管できる犬猫の頭数

- ・犬は最大20頭まで、ただしそのうち繁殖犬は最大15頭まで
- ・猫は最大30頭まで、ただしそのうち繁殖猫は最大25頭まで

・犬猫両方飼養する場合は右の表参照

(例) 犬11頭保管する場合は、猫は14頭まで
うち繁殖犬は8頭まで、繁殖猫は12頭まで

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」(基準の解説書)P.22

図表10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

従業員1名あたりが飼養する犬の頭数	従業員1人当たりの飼養保管頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数	うち繁殖の用に供さない頭数
0	0	30
1	1	29
2	2	28
3	2	27
4	3	26
5	4	25
6	5	24
7	5	23
8	6	22
9	7	21
10	8	20
11	8	19
12	9	18
13	10	17
14	11	16
15	11	15
16	12	14
17	13	13
18	14	12
19	14	11
20	15	10

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

35

令和3年6月1日に施行されたもの

基準③

動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

第21条第2項

- 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等を確保、騒音を防止
- 犬猫以外の動物の展示を行う場合は、明るさの抑制等に配慮する。
- 温度計・湿度計の設置 ← 犬猫の飼養施設



温度計・湿度計を見ながら、エアコン等を利用して動物にとって適切な温度湿度を保つ必要あり

- 悪臭により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないこと

臭気の原因になるアンモニア等が異常に高くなってはいけない。

- 光環境の管理 ← 犬猫の飼養・保管を行う場合

例えば、猫の年間出産回数を意図的に増やすために照明の点灯時間を操作することは認められない。

36

令和3年6月1日に施行されたもの

第21条第2項

基準④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 新たな動物の導入は、当該動物が健康であることを目視か導入の相手方等から聴取り、確認する
- 確認できるまでの間は、必要に応じて他の動物と接触させないようにする
- 動物の日常的な健康管理を行う
- 獣医師による毎年の健康診断義務付け犬猫
 - ・1年以上継続して飼養する犬猫については、健康診断が必要
 - ・特に繁殖に供する個体は、雌雄ともに引き続き繁殖が可能か判断が必要
 - ・健康診断書は5年間保存



診断書(参考例)

実施した獣医	
診断結果: 犬 猫 治癒の必要あり (用見者)	
今後の施設の適否: 適 否	
今後の看護等について留意すべき事項等: (用見者)	
年 月 日	
飼育場所の氏名:	
飼育場所等の住所:	
用見者:	
飼育状況:	
種別診断において特にチェックが必要な内容	
四肢	右前の歩行方に歩行状態、食欲、体温について気になる点がない等
行動の確認	老弱行動の変化を(運動的や心的活動も含む)確認する)がない等
耳	耳介(耳介)に異常(耳介炎等)はない等
目	眼瞼(まぶた等)で視力に影響がない等
口の部位(歯や歯石の状態に異常がない等)	口の部位(歯や歯石の状態に異常がない等)
身体の確認	四肢(四肢)に腫れがないか、爪が伸びすぎていないか等
呼吸	呼吸音(呼吸音)に異常(呼吸音)がない等
心臓	心音(心音)に異常(心音)がない等
呼吸器(呼吸器)	呼吸器(呼吸器)に異常(呼吸器)がない等
うつ膜(うつ膜)	うつ膜(うつ膜)に異常(うつ膜)がない等
尿	尿(尿)に異常(尿)がない等
糞便(糞便)	糞便(糞便)に異常(糞便)がない等
皮膚(皮膚)	皮膚(皮膚)に異常(皮膚)がない等
毛皮(毛皮)	毛皮(毛皮)に異常(毛皮)がない等
耳介(耳介)	耳介(耳介)に異常(耳介)がない等
鼻(鼻)	鼻(鼻)に異常(鼻)がない等
舌(舌)	舌(舌)に異常(舌)がない等
眼瞼(眼瞼)	眼瞼(眼瞼)に異常(眼瞼)がない等
爪(爪)	爪(爪)に異常(爪)がない等
耳介(耳介)	耳介(耳介)に異常(耳介)がない等
皮膚(皮膚)	皮膚(皮膚)に異常(皮膚)がない等
毛皮(毛皮)	毛皮(毛皮)に異常(毛皮)がない等
鼻(鼻)	鼻(鼻)に異常(鼻)がない等
舌(舌)	舌(舌)に異常(舌)がない等
眼瞼(眼瞼)	眼瞼(眼瞼)に異常(眼瞼)がない等
爪(爪)	爪(爪)に異常(爪)がない等

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、運行等を受けたと思われる動物を発見した飼養者は、運行等の上記に該当する義務がある。

(飼医師による診断結果は、その義務を行った場合のみに該されたと思われる動物の拘束又はみだりに連れ付ける。若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、直ちに、部屋の外等处等での隔離又は通報しなければならない。

37

令和3年6月1日に施行されたもの

第21条第2項

基準⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 犬猫展示の休憩について
 - ・法律では1日当たり12時間まで犬猫の展示が可能となっているが、
 - ①自由に休憩できる設備に移動できるようにする
 - ②6時間に1回休憩時間(30分～1時間程度)を設ける
 のいずれかの対応を行う必要あり
 - ・「休憩できる設備」とは、顧客等との接触や視線及び照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、犬猫が十分に休息可能な場所または設備を指す。
 - ・休憩時間の考え方として、カーテン等で簡易的に覆っただけで隙間から覗くことができる状態は不可
- 犬猫の輸送後、2日間以上の状態観察が義務化



38

令和3年6月1日に施行されたもの

基準⑥

動物を繁殖の用に供することができる回数、
 繁殖の用に供することができる動物の選定
 その他の動物の繁殖方法に関する事項

第21条第2項

● 繁殖年齢・回数の制限について



雌犬：交配時6歳以下（満7歳未満）
 かつ出産回数6回まで



雌猫：6歳以下（満7歳未満）まで

※生涯出産回数が6回未満と証明できる
 場合は7歳以下（満8歳未満）

※生涯出産回数が10回未満と証明できる
 場合は7歳以下（満8歳未満）

39

令和3年6月1日に施行されたもの

基準⑦

その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

第21条第2項

● 犬又は猫を飼養保管する場合以下の不適切な状態になっていない

- ・被毛に糞尿等が固着した状態
- ・体表が毛玉に覆われた状態
- ・爪が異常に伸びている状態
- ・その他、健康や安全が損なわれる恐れがある状態



● 清潔な水がいつでも飲めるようにしてある

● 毎日、散歩・遊具を用いた活動によって、人とのふれあいを行なう

40

2019年改正！

その他

①獣医師による虐待の通報の義務化 第41条の2

○みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、**遅滞なく**都道府県等に通報することを**義務化**

↑ 努力義務から義務化へ

②関係機関の連携の強化 第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加

- (1) 動物愛護管理担当職員の設置
- (2) 畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
- (3) 地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言

41

3 ペットオーケション・ブリーダーへの一斉調査結果について

42

ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査結果について

(令和5年2月15日 環境省報道発表資料)

1 調査背景・目的

令和4年秋、環境省においてマイクロチップの登録情報を確認したところ、**一定数のブリーダーにおいて犬の生年月日の曜日に偏りがあることが判明し、動物愛護管理法第22条の5に基づく 幼齢の犬又は猫に係る販売等の規制に違反していることが強く示唆された。**そのため、当該規制を含む法の遵守状況について確認した。

2 調査方法

調査依頼者	環境省
調査実施者	都道府県及び政令指定都市（以下「自治体」という。）
調査対象	全国の犬又は猫を扱うペットオークション運営業者及び一部のブリーダー ※ 環境省から自治体へマイクロチップの登録情報に基づき犬又は猫の生年月日の曜日に偏りがあるブリーダーの一覧を提供し、自治体が当該一覧を参考に調査するブリーダーを選定
調査実施日	ペットオークション運営業者：原則として令和5年11月22日 ブリーダー：令和5年11月23日～12月8日

43

3 調査結果

① ペットオークション運営業者

収集データ

- 19会場で直近（概ね11/16～11/22）に競られた犬約3800頭のデータを収集
- 犬又は猫を取り扱う計10会場において過去（各会場における直近の開催より前。以下同じ。）に競られた犬又は猫約120万頭のデータを収集

結果

- 56日齢規制時点において、**全ての会場で、犬又は猫の生年月日の曜日の偏りが確認された。**
- 45日齢規制時点及び49日齢規制時点においても、ほぼ全ての会場で、犬又は猫の生年月日の曜日の偏りが確認された。
- 体重を把握したトイプードル約11万頭及びチワワ約7万頭の平均体重を分析したところ、トイプードルは35日齢の平均体重※を下回り、チワワは49日齢規制時点では35日齢、56日齢規制時点では42日齢の平均体重※を下回った。

※ ペット保険会社に要請し、提供されたデータから確認

44

② ブリーダー

- 約1400事業所※を調査し、**約5割に相当する約700事業所で違反が確認された。**
※ 環境省から自治体へマイクロチップの登録情報に基づき犬又は猫の生年月日の曜日に偏りがあるブリーダーの一覧を提供し、自治体が当該一覧を参考に調査するブリーダーを選定

<主な違反の内訳>

- 帳簿の不備 496件（法第21条の5）
- 帝王切開に伴う出生証明書の不備 128件（基準省令第2条第6号チ）
- 繁殖台帳の不備 314件（基準省令第2条第6号ハ）
- 8週齢規制違反（自ら認めたなど） 50件（法第22条の5）



45

令和3年6月1日に施行されたもの

幼齢の犬猫の販売等の制限

第22条の5

出生後56日を経過しない犬猫の販売等は禁止



販売、販売用としての引渡し、展示

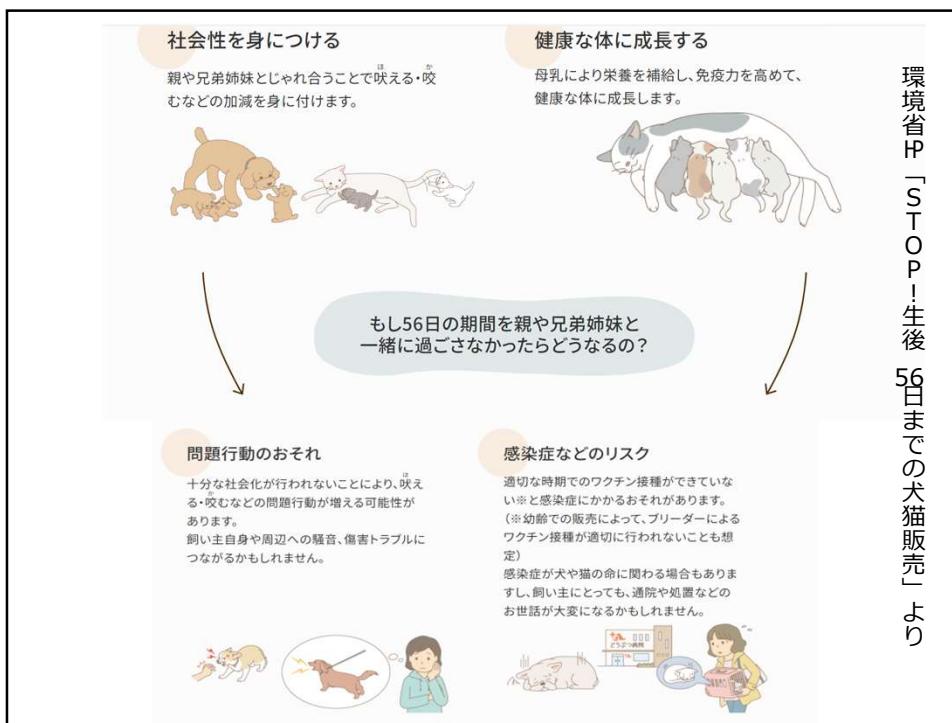
ただし、天然記念物として指定された犬（指定犬）については**出生後49日**

<指定犬>

秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬



46



47

令和4年6月1日に施行されたもの

マイクロチップの装着・登録義務 (犬猫の販売業者)

第39条の2～第39条の26

対象業種
犬猫の販売業者

対象動物
犬猫のみ

何をするのか
マイクロチップの装着と登録、登録情報の変更

いつ

取得した日から30日以内

- 30日以内に譲渡しをする場合は、譲渡しの日
- 生後90日以内の場合は、生後90日を経過した日から30日以内

48

議自綱発第 2409191 号
令和 6 年 9 月 19 日

ペットオーケション運営業者・ブリーダー・
ペットショップ等関連団体 御申

環境省自然環境局総務課長

動物の愛護及び管理に関する法律及び関係法令の遵守について（要請）

昨年 11 月に環境省から都道府県等に依頼した調査の結果、全国のペットオーケションで取引された多くの犬又は猫について生年月日の改ざんがなされていること及び当該犬猫を出したブリーダーが出生後 56 日を超えない犬猫の販売規制（以下「8 週齢規制」という。）等に違反していることが強く疑われ、また、一部のブリーダーについては犬猫の生年月日を改ざんし、8 週齢規制等に違反している事実も確認された。さらに、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める者等（以下「飼養管理制度」という。）第 2 条第 7 号テにおいて、競りあっせん業者は、その実施する競りに参加する事業者（ブリーダー）が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聽取する義務が課せられているにも関わらず、ペットオーケションにて生年月日が改ざんされた幼齢の犬猫を取り扱っていることが疑われた。

調査結果からはブリーダー及びペットオーケション運営業者において違法が常態化していることが疑われ、このような事態が生じていることは誠に遺憾である。

また、飼養管理制度第 2 条第 7 号リにおいて、動物の取引を行うに当たっては当該取引の相手方が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聽取する義務が課せられているため、ペットショップについても、ブリーダーから直接又はペットオーケションを介して犬又は猫を購入する際に、生年月日の改ざんがないことを聽取する義務がある。

なお、ペットオーケション運営業者及びペットショップが聽取する際には、各個体の①歯の萌出状況、②体重が 57 日齢相当か、③帝王切開時の出生証明書との整合等の情報も参照するなどし、生年月日の改ざんがないことを確認の上、取引が行われる必要があると考えられる。

以上を踏まえ、ブリーダーにおいては、生まれた犬猫の生年月日及び成長の記録等を個体ごとに管理するなど、幼齢の犬猫の適切な管理を進め、出生後 8 週（56 日）を経過しない犬猫の販売等の禁止を遵守するよう強く求めます。

また、ペットオーケション運営業者においては、競りに参加する事業者が関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聽取し、違反が確認された場合には実施する競りに当該事業者を参加させない義務を確実に履行されたい。

ペットショップにおいては、取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聽取し、違反が確認された場合にあっては当該取引の相手方と動物の取引を行わない義務等を確実に履行されたい。

これらの事項について、犬又は猫を取り扱う業界団体等に対し、改めて動物の愛護及び管理に関する法令の遵守を強く要請するとともに、本要請について貴会員等関係者へ周知されたい。

なお、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 23 条第 1 項及び第 2 項に基づき、都道府県知事等（指定都市の長を含む。）は飼養管理制度又は 8 週齢規制等を遵守していないと認める者に対して勧告することができる。さらに、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、同条第 4 項に基づき、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。当該命令に違反した者には、同法第 46 条に基づき、100 万円以下の罰金が科されることになる。本要請については、都道府県及び指定都市にも通知し、適切な指導・監督がなされるよう依頼することを申し添える。

49

動物の愛護及び管理に関する法律 (動物愛護管理条例)について

ご清聴ありがとうございました

50